

安全管理規程フェーズ2の 作成・提出方法

「海上運送法等の一部を改正する法律」改正内容等説明

令和8年10月22日

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

車両を積載するか否か

- ・ **車両**を積載しない船については、修正が必要になるため十分に留意。

安全管理規程 (用語の意義)

番号	用語	意義	作成要領
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客 又は車両 の整理、誘導、船舶の離着岸時の綱取り等の作業に従事する者	〔(9)陸上作業員〕 自動車航送を伴わない旅客船の場合は、「又は車両」を削除すること。
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客 又は車両 の整理、誘導、船舶の離着岸時の綱取り等の作業に従事する者	〔(10)船内作業員〕 自動車航送を伴わない旅客船の場合は、「又は車両」を削除すること。
(25)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)、 可動橋 、人道橋、旅客待合室、 駐車場 等船舶の係留、旅客 及び車両 の乗降等の用に供する施設	〔(25)陸上施設〕 自動車航送を伴わない旅客船の場合は、「可動橋」「駐車場」「及び車両」を削除すること。

※上記以外にも修正箇所があるため、チェックマニュアル要確認

2-1 具体的な注意ポイント

安全管理規程第2条 表の書き方

- 海上運送法の事業で使用する船舶全てについての情報を記載した上で運航管理者の氏名等を記載すること。

←
(適用範囲)←

第2条 船舶運航事業には、次の船舶を使用することとし、本規程を適用する←

船名←	関東丸←
船舶番号←	100-00000←
総トン数←	19GT←
航行区域←	限定沿海区域←
旅客定員←	12人←
乗組員の最小定員←	2人←
船員の配乗権←	関東運輸株式会社←
運航管理者←	関東 太郎←

←
2 船舶運航事業に使用する次の営業所に本規程を適用する。←

営業所名←	□□港発着所←
電話番号←	00-0000-0000←
メールアドレス←	0000@11.or.jp←
所在地(市町村)←	東京都港区←
担当する区域←	東京港←

●海上運送法の事業に使用する船舶
全てについて記載すること。

●乗組員の最小定員は**法令上**必要な最小
定員を記載すること。

●営業所は複数あるのであれば、複数記
載する（1つであれば、1つでよい）

●メールアドレスはなければ記載する必
要はない。

2-1 具体的な注意ポイント

安全管理規程第18条(4)(5) 避難港(20トン未満の小型旅客船事業者のみ)

- ・ 限定沿海以遠を航行区域とする小型旅客船事業者(20トン未満)は航路付近に避難に適した港がない場合をのぞき、避難港を設定すること。
- ・ 避難港を設定した場合、**当該航路の船舶に船長、船員が乗船するまでに避難港を活用した教育訓練を実施する必要がある。**

①避難港とは
荒天時(台風)に一時的に避難する港

②避難港の設定について
航路付近に避難に適した港がないのであれば、設定する必要はない。
設定しない場合・・・

- ・ 安全管理規程第18条(4)全文を削除するとともに、
安全管理規程18条(5)の「前号を定めるものの他」を削除

(4) 避難港に近接する航路に従事する船舶の乗組員には、第35条第4号に基づく教育訓練を修了した者を配置するものであること。←

(5) 前号に定めるものの他、第35条各号に定める教育・訓練を修了した者を配置するものであること。←

- ・ 安全管理規程第35条(4)全文を削除

(教育・訓練計画) ←
第35条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる事項について、同号に掲げる時期に実施するものとして、教育・訓練計画を策定する。これを変更するときも同様とする。←
(1) 関係法令及び本規程に従業者に遵守させるために必要な教育・訓練 ←
本規程に基づく業務に従事する前まで及び年1回以上 ←
(2) 事故・災害等の発生の原因に関係する従業者に対する再発防止のための教育・訓練 ←
事故・災害等の発生後から業務に復帰する前まで ←
(3) (2)以外の場合であって、関係法令及び本規程を遵守できなかった従業者に対する教育 ←
遵守できなかった事実から1月以内 ←
(4) 避難港を利用する航路に就航する小型船舶の船長に対する教育・訓練 ←
当該船長が当該小型船舶に乗船する前まで ←



※上記以外にも修正箇所があるため、チェックマニュアル要確認

安全管理規程第23条 運航基準第12条 ※ 定点連絡の実施について

- ・船舶の動静が常時把握でき、また2地点間の航海時間が1時間未満である場合を除いて、一定地点を定め、その地点を通過した際は船舶から陸上に対して、連絡が必要。（定点連絡）
- ・また、その記録を1年間保存する必要がある。

何故定点連絡が必要か

連絡を行わないと、船舶の動静が把握できず、事故や船内でアクシデントが起きても気づけないことがあるため。

- ・船舶の動静が常時把握でき、また2地点間の航海時間が1時間未満の場合は定点連絡を実施する必要はない。
- ・定点連絡を行わない場合は、以下のとおり修正すること。
 - ・安全管理規程第23条(2)全文を削除（左）
 - ・運航基準第12条※を全文削除（右）

（船長からの連絡）
第23条 船長は、次に掲げる場合には、その内容を運航管理者に連絡しなければならない。
(1) 発航前検査を終えたときは、完了日時及びその結果
(2) 運航基準に定める定点連絡地点を通過したときは、通過地点名、通過時刻その他運航管理に必要と認める事項
(3) 運航基準に定める入港連絡時期となったときは、入港予定時刻その他援助が必要な事項
(4) 発航又は着岸したときは、その時刻
(5) 事故処理基準に定める事故が発生したときは、発生時刻及び事故の概要
(6) 前条により連絡のあった情報が実際と異なるときはその状況
(7) 船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、その時刻及び予定する措置の概要
2 運航管理者は、船長より前項第1号から第4号に定める連絡がないときは、自ら船長に連絡し、その事実関係を把握しなければならない。

（定点連絡）
第12条 船長は、運航中、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡する。
(1) ○○地点、○○地点、○○地点
(2) 連絡事項
① 通過地点名
② 通過時刻
③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項
2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

※なお、当該定点連絡を削除した場合でも、発航前検査（点検）を終え出航した際や事故等が起こった際の船舶と陸上との連絡（口頭でも可）は必須である。

2-1 具体的な注意ポイント

安全管理規程第23条 運航基準第13条 ※ 入港連絡の実施について

- ・例外を除いて、入港する前に**入港連絡**が必要となる。
(入港地点の気象状況、交通状況を確認し、安全に入港するため。)
- ・**また、その記録を1年間残す必要がある。**

(例外)

- ・通船、河川湖沼船の場合は規定する必要はない。
- ・短距離航路であって次の場合は規定する必要はない。

(1) 出入する2地点が視野の内にある場合

(2) 視野の内にはないが、2地点の気象・海象がほぼ同様に短時間に入港する場合

(3) 専用バースを有し、港内のふくそう度が低く、港内の気象・海象も穏やかである場合



該当する場合

- ・安全管理規程第23条第1項(3)(左)を削除
- ・運航基準第13条※を全文削除(右)



(船長からの連絡) ㊦

第23条 船長は、次に掲げる場合には、その内容を運航管理者に連絡しなければならない。㊦

- (1) 発航前検査を終えたときは、完了日時及びその結果㊦
- (2) 運航基準に定める定点連絡地点を通過したときは、通過地点名、通過時刻その他運航管理に必要と認める事項㊦
- (3) 運航基準に定める入港連絡時期となったときは、入港予定時刻その他援助が必要な事項㊦
- (4) 発航又は着岸したときは、その時刻㊦
- (5) 事故処理基準に定める事故が発生したときは、発生時刻及び事故の概要㊦
- (6) 前条により連絡のあった情報が実際と異なるときはその状況㊦
- (7) 船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、その時刻及び予定する措置の概要㊦

2 運航管理者は、船長より前項第1号から第4号に定める連絡がないときは、自ら船長に連絡し、その事実関係を把握しなければならない。㊦

(入港連絡等) ㊦

第13条 船長は、運航中、入港〇〇分前となったとき(〇〇港向け航行中〇〇岬に至ったとき)は、運航管理者に連絡する。㊦

2 前項の連絡を受けた運航管理者は、船長に次の事項を連絡する。㊦

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無㊦
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況㊦
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)㊦
- (4) その他操船上の参考となる事項㊦

安全管理規程第25条 運航基準第20条 ※ 船内巡視（点検）

- ・ 沿海区域以遠を航行する旅客船（旅客定員13名以上）は、船内巡視制度に基づいて、船内巡視が必要。
- ・ 一方、それ以外の旅客船及び非旅客船（旅客定員12名以下）は、船内巡視制度が適用にはならないが、船内点検が原則必要。
- ・ いずれも実施する場合は記録を1年間保存すること。

・ 沿海区域以遠を航行する旅客船（旅客定員13名以上）を保有する事業者
→ ひな形どおりでOK

・ それ以外の旅客船及び非旅客船（旅客定員12名以下）

① 安全管理規程第25条について、下記のとおり修正

(11) 運航基準に従って、船内点検が適切に実施され、その結果が記録されるとともに、異常があるときは、対応措置を講じていること。←

② 運航基準第20条について、下記のとおり修正

（船内点検）

第20条 船長は、離岸後速やかに乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を点検させ法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船長は、前項の点検を行ったときは、次に掲げる事項を点検記録簿に記録し、運航管理者に報告すること。

- (1) 点検日時、点検内容及び点検結果
- (2) 点検を行った者
- (3) 異常を発見したときの措置
- (4) その他必要な事項

3 運航管理者は、前項の点検記録簿を所属する営業所に1年間保存すること。

※船舶の構造上、操船者の位置から、船内を一望できる場合、船舶を船長ひとりで運航している場合は船内点検を行う必要はないので、チェックマニュアルを参考に対象条項を削除すること。



安全管理規程第26条及び作業基準全般

- ・作業基準は、作業員の配置状況に応じて修正が必要。
- ・作業の委託を行っている場合はチェックマニュアルに従って修正が必要。

①陸上作業員がおり、運航管理員は陸上作業を行わない場合

- ・そのままのひな形でよい。

②運航管理員が陸上作業を行う場合（運航管理員＝陸上作業員）

- ・作業基準をチェックマニュアルに従って複数箇所修正

1. 運航管理員だけで陸上作業を実施している場合は第2条第1項中「運航管理員又は」及び「陸上作業員を指揮して」を削除する。←

③船長及び船内作業員のみで離着岸を実施する場合

- ・安全管理規程第26条を以下のとおり修正
- ・作業基準をチェックマニュアルに従って複数箇所修正

（作業の体制）←
第26条 運航管理者は、担当船舶の乗組員の配置体制を把握するものとする。←

- ・作業基準をチェックマニュアルに従い、複数箇所について修正

2. 船長及び船内作業員だけで離着岸等を行う場合は本条を次のように規定する。←
「第2条 船長は、船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。」←



安全管理規程第35条 船舶における映像記録装置を活用した教育訓練 (小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業者のみ)

・ **小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業者**は、年に一度映像記録装置を活用した教育訓練の実施が必要となります。

(該当する場合)

①安全管理規程第35条に(9)を追記する。

(9) 船舶における映像記録装置の記録を活用した教育・訓練 年1回以上

②令和8年度中に船舶に映像記録装置を設置し、
令和9年度から教育訓練を実施できるようにする。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000061.html
(国土交通省 ドラレコ教育訓練案内)

<https://marine-shien.jp/>
(小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金)

そのヒヤリ、
見逃していませんか？
～ドライブレコーダーを活用した教育訓練が義務化されます～



令和9年4月から義務化[※]
※小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業（第2号許可）が対象
※義務化対象外にも適用

教育訓練ガイドライン 紹介動画 事例集

詳しくはこちら
スマホで簡単アクセス！
ガイドライン／紹介動画／事例集／任意費用



お問い合わせ先
国土交通省 海事局 安全政策課
hqt-ship-drive-rec@gxb.mlit.go.jp / 03-5253-8631

国土交通省

2-1 具体的な注意ポイント

運航基準第3条 航行中止条件（限定沿海以遠を航行する小型旅客船のみ）

・ 限定沿海以遠を航行区域とする小型旅客船事業者（20トン未満）は航路付近に避泊に適した地がない場合をのぞき、避泊地を設定すること。

① 避泊地

荒天時（台風等）に一時的に風・雨をしのげる地形を有した地点

② 避難港の設定について

航路付近に避泊に適した地形がない場合、設定する必要はない。

設定しない場合・・・

運航基準第3条第5項、第6項を削除

5 運航管理者は、第3項の避泊を直ちに行うため、あらかじめ選定した次に掲げる避泊地について、海図、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象・水象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付ける。

（例）

- (1) ○○湾（○○沖、○○沖）
- (2) ○○港
- (3) ○○港

6 運航管理者は、避泊後、船長に対し直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象・水象、他船の停泊状況等を確認し、その後○時間毎に、その状況の変化を確認すること。

運航基準第4条 入港中止条件

- ・ 港を使用しない航路の場合は、
「入港」を「着岸」、
「港・地点名」を「岸壁もしくはは棧橋」とすること。

（着岸中止条件等）

第4条 航行中に着岸を中止すべき条件は、着岸予定岸壁もしくはは棧橋の気象・海象・水象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

岸壁もしくはは棧橋	着岸中止条件		
	風速	波高	視程
○岸壁	m/s 以上	m 以上	m 以下
○岸壁	m/s 以上	m 以上	m 以下

2 運航管理者は、航行中の担当船舶の着岸予定時刻○分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

岸壁もしくはは棧橋	情報の入手元		
	風速	波高	視程
○岸壁			
○岸壁			

3 運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の着岸中止を決定し、担当船舶の船長に対し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時着岸その他の適切な措置をとることを指示する。

4 運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、自らが地域旅客船安全協議会に加盟している場合、同協議会の会員又は構成員からの意見により、着岸を中止すべき事実を把握したときは、着岸を中止すること。

5 船長は、第3項の運航管理者からの着岸の中止に関する指示命令の有無に関わらず、自らが指揮する船舶の着岸の中止を決定することができる。

2-1 具体的な注意ポイント

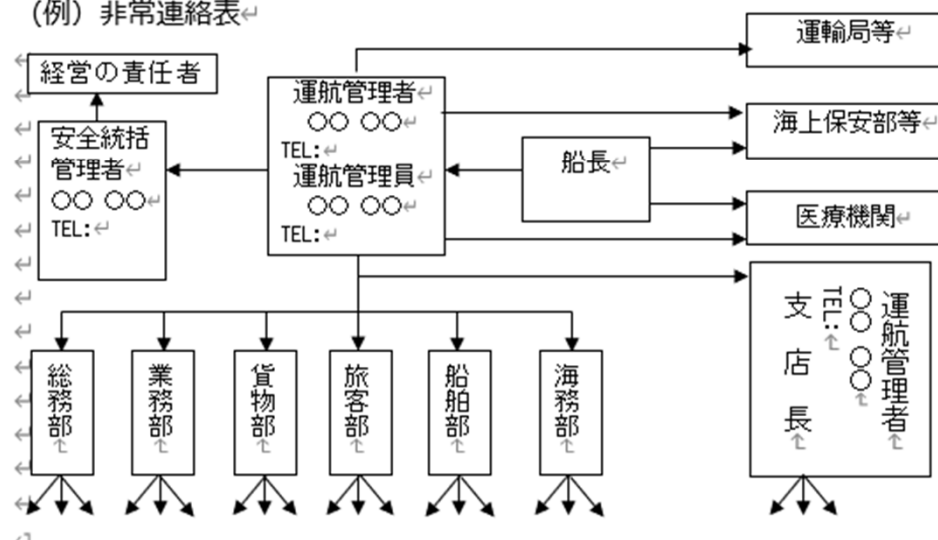
事故処理基準第5条 非常連絡表

- ・ 非常連絡表は下記のとおり作成の上、事務所や船舶の目立つ場所に掲示すること。
- ・ また、事故時は非常連絡表に基づいて、必要な社内の担当者及び官公署に必ず連絡を行えるように日頃から社内で教育・訓練を行うこと。

(非常連絡表等) ←

第5条 連絡すべき者の名称又は氏名、連絡先を記載した非常連絡表は、次表のとおりとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。←

(例) 非常連絡表←



・ 安全統括管理者や運航管理者、運航管理員の氏名、電話番号等も忘れずに記入すること。

・ 自社の形態に合わせて、作成してください。

・ **事故時にもれなく即連絡できるように日頃から、教育訓練を徹底すること。**

提出時に確認

- ・ 文章を削除した際の条番号、号ずれのずれはないか

(速力基準等) ←

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。←

(例) ←

速力区分←	速力←	毎分機関回転数←
最微速←	ノット←	rpm←
微速←	←	←
半速←	←	←
航海速力←	←	←

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。←

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。←

←

(連絡方法)←

第11条 船長と当該船舶を担当する運航管理者との連絡は、〇〇又は〇〇による。←

(例) ←

区分←	連絡先←	連絡方法←
(1) ← 通常の場合←	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する(本社又は)営業所←	無線電話、衛星電話、 携帯電話(〇〇)←
(2) ← 緊急の場合←	本社又は最寄りの営業所←	無線電話、衛星電話、 携帯電話(〇〇)←

- ・ 例えば、運航基準第9条及び第10条を削除した場合、上記のとおり。
この場合は、第11条を第9条に修正し、以降の条文番号を修正してください。

2-1 具体的な注意ポイント

提出時に確認

- ・ 運航可否判断の手順図、官公庁連絡表、医療機関連絡表、運航基準図は添付したか

(運航基準第4条の2関係)

事業名
航路名

運航の可否判断の手順

1. 発航前に、発航中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 発航中止条件 (運航基準第2条)

港・地点名	風速 (換算入千円)	波高 (換算入千円)	視程 (換算入千円)
〇〇港	m/s以上 ()	m以上 ()	m以下 ()
〇〇港	m/s以上 ()	m以上 ()	m以下 ()
〇〇海域上	m/s以上 ()	m以上 ()	- ()

● 手順

① 発航予定時刻 確認者：運航管理者・船長	② 発航予定時刻直前の 確認者：運航管理者・船長	結果
情報収集 条件は該当 する 発航中止	情報収集 条件は該当 する 発航中止	発航可 旅客の下船等 適切な措置を指示

2. 航行中に、航行中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 航行中止条件 (運航基準第3条)

港・地点名	風速 (換算入千円)	波高 (換算入千円)
〇〇海域上	m/s以上 ()	m以上 ()

● 手順

常時 確認者：運航管理者・船長	結果
情報収集 条件は該当 する 航行中止	航行能続可 航行中止 反映、航行、 臨時応急等も指示

3. 航行中に、入港中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 入港中止条件 (運航基準第4条)

別表

官公署及び医療機関連絡表

名称	所在地	電話
(運輸局)		
関東運輸局 運輸業務管理	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-7230
(海上保安部)		
(警察署)		
(消防署)		
(医療機関)		

- ・安全管理規程に基づき、運航管理表や発航前検査記録簿等各種帳票を備え置く必要がある。
- ・備え置きがない、また記載漏れが運輸局の監査で発覚した場合、**行政処分の対象となる。**

[illegible]

(安全管理規程第2章 条関係) ※適用条項は、規程例（一般航路事業者用）によるもの

事業者名				
航路名				
船名				
船長氏名				
運航年月日・便名	年	月	日	便

※本様式は例であり、安全管理規程に定められた要件を満たしていれば、別の様式を使用しても差し支えない。

運航管理表

● 出航の可否判断（運航管理者→船長）

港・地点名	時刻	風速 (m/s)	波高 (m)	視程 (m)	確認者 氏名	出航中止の有無	船長に対する指示	運航 管理
○港	:					出航可・中止		
○港	:					出航可・中止		
○〇海域上	:					出航可・中止		
○港	:					出航可・中止		
○港	:					出航可・中止		
○〇海域上	:					出航可・中止		

● 発航前検査（船長→運航管理者）

完了時刻	検査結果	異常発見時の 措置内容	記載者 氏名	船長に対する指示	運航 管理者
:	良・否				

● 発航連絡（船長→運航管理者）

港名	発航 時刻	記載者 氏名	運航 管理者
○港	:		
○港	:		

提出先について

- ・安全管理規程一式（運航基準図、官公署医療機関連絡表、運航の可否判断の図も含む）を、下記の最寄りの運輸支局・事務所へ提出願います。（郵送orメール）

提出先	メールアドレス	住所・電話番号
関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官	ktt-kanto-unroukan@gxb.mlit.go.jp	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 TEL:045-211-7230
茨城運輸支局 (運航労務監理官)	ktt-ibaraki-unroukan@gxb.mlit.go.jp	〒310-0844 茨城県水戸市住吉町353番地 TEL:029-247-5348(4)
茨城運輸支局 鹿島海事事務所 (運航労務監理官)	ktt-kashima-unroukan@gxb.mlit.go.jp	〒314-0103 茨城県神栖市東深芝9 鹿島港湾合同庁舎 TEL:0299-92-2604
千葉運輸支局 (運航労務監理官)	ktt-chiba-unroukan@gxb.mlit.go.jp	〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港198番地 TEL:043-242-7336(4)
東京運輸支局（青海庁舎） (運航労務監理官)	ktt-tokyo-unroukan22@gxb.mlit.go.jp	〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 TEL:03-5530-2328
川崎海事事務所 (運航労務監理官)	ktt-kawasaki-unroukan@gxb.mlit.go.jp	〒210-0865 神奈川県川崎市川崎区千鳥町12-3 川崎湾港合同庁舎 TEL:044-266-3878